

東大阪支援学校 運動部活動に係る活動方針

令和7年5月

1. 基本方針

- ・運動部の活動はスポーツに興味、関心がある生徒の自発的な参加により、運動部顧問の指導のもと学校教育の一環として行うものとする。
- ・生徒が仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成し、生涯にわたって心身の健康の保持増進や生涯スポーツの獲得、自己の生活を豊かなものにするための資質、能力の育成を図る。
- ・運動部の顧問は技術の向上に向けた指導とともに、生活指導にも積極的に関与し充実した学校生活を送れるように指導を行う。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画を基本とした毎月の活動予定日は月行事予定に掲載する。
- (2) 部活動顧問は主顧問を3名、副顧問はその他の生活課程体育科全員をメンバーとして運営を行うが、個人に過度の負担が生じないように効果的かつ合理的な運営を行うとともに、持続可能な運営体制（生活課程全教員による当番制）が整えられるようにする。
- (3) 運動部顧問は、活動目標や出場する公式戦、具体的な練習内容などについて、生徒や保護者が十分に理解できるように適切に伝えることに努めるとともに、日頃の指導においても運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、安全に十分配慮された形で実現するようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 活動においては本校が定めた日程において、月1、2回の練習を基本とする。
- (2) 1日の活動時間は、平日1時間半程度を目安とするが、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (3) 体験入部期間を設け、新たに入部する生徒が安心安全に活動できるかを判断する。
- (4) 休日にも活動日を設定するが不定期かつ、年毎によっての活動日数は異なる。
- (5) 休業日の大会および対外試合においては、学校長が参加を認めた場合出場する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。